



徳島県指令南総第34131号
徳島県徳島市勝占町中須30番地の1
特定非営利活動法人グリーンアース徳島 理事長 篠原 美津子

平成20年2月19日付けで申請のありました海岸保全区域内の占用については、海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。

平成20年2月20日

海岸管理者
徳島県知事 飯泉 嘉門



1 許可事項

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 海岸の名称 | 中島港海岸 |
| (2) 占用の場所 | 阿南市那賀川町上福井字南川渕地先、同みどり台地先 |
| (3) 占用の面積等 | 392平方メートル |
| (4) 占用の目的 | 樹木（梅及び桜）の植樹 |
| (5) 占用許可期間 | 平成20年5月1日から
平成23年3月31日まで 2年11ヶ月間 |
| (6) 施設又は工作物の名称 | 樹木（梅30本、桜250本） |
| (7) 工作物の設置期間 | 平成20年5月1日から平成23年3月31日まで |
| (8) 工作物設置の工事期間 | 平成20年5月1日から平成21年6月30日まで |
| (9) 工作物の構造 | 申請書記載のとおり |
| (10) 工事実施方法 | 申請書記載のとおり |